

「バリアフリーに関する関係閣僚会議の開催について」の
一部改正について

〔平成20年3月28日〕
閣議口頭了解案

バリアフリーに関する関係閣僚会議の開催について（平成12年3月17日閣議口頭了解）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議の開催について

第1項中「高齢者、障害者」の次に「、妊婦や子ども連れの人」を加え、「ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー」を「ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザイン」に、「バリアフリーに関する関係閣僚会議」を「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議」に改める。

第2項中「内閣府特命担当大臣（経済財政政策）」の次に「、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（少子化対策）」を加える。

バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議の開催について

平成12年3月17日
閣議口頭了解
平成12年12月26日一部改正
平成17年12月27日一部改正
平成18年4月28日一部改正
平成19年12月28日一部改正
平成20年3月28日一部改正（案）

1. 高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送れるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議」（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、内閣府特命担当大臣（高齢社会対策）、内閣府特命担当大臣（障害者施策）及び国家公安委員会委員長とする。
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣府特命担当大臣（障害者施策）が主宰する。
4. 会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で内閣府特命担当大臣（障害者施策）が指名した官職にある者とする。
5. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。